

京都外国語大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

京都外国語大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、京都外国語大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」を踏まえ、外国語及び国際社会と地域文化に関する教育研究を行い、世界平和に貢献することを使命・目的としている。それを具体化するための教育目標として「確かな日本語力と実践的な外国語運用力」「社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション力」「日本及び外国の文化理解に基づく多文化共生実現力」の三つの柱を明示している。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）、「5 年計画」「事業計画書」等に反映されており、冊子やホームページ等で学内外に周知されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れの方針を策定し、総合的な評価により、入学者を国内外から受入れている。専攻語と複数言語の運用力、専攻語圏の専門的知識を修得するための体系的な教育課程を編成するとともに、教育研究活動推進のため、多岐にわたる工夫・改善が行われている。

ウェブサイト上で学生と教員及び学生同士がコミュニケーションできる学修支援システム「manaba」が整備されており、これらのシステムを利用して、中途退学・留年防止に努めている。外国語自律学習支援室「NINJA」の導入や学生の自律的成長を支援する「学生サポートシステム」の開発なども行っている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定、成績評価及びGPA(Grade Point Average)等の基準を定め、適正な運用を行っている。各年次にキャリア科目を体系的に配置し適時サポートを行っている。また、「外国語強化科目」では初・中・上級のレベルに分けて、きめ細かな指導を行っており、中級の単位修得を卒業要件の一つと定めるなど、明確な目標設定のもとで教育を実践している。施設設備も適切に整備し、有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び学則等の諸規則にのっとり経営の規律と誠実性の維持を表明し、関係法令等を遵守して運営している。中期ビジョン「5 年計画」を策定・実施するとともに、管理部門と教学部門間との意思疎通・連携を図るなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。教育情報及び財務の経営情報は、中期ビジョンとして策定した「5 年計画」などとともに、ホームページ等で公表している。

理事会は、寄附行為に基づいて適切に運営されている。執行部会議、学科長会議、各種委員会等を設置し、業務執行が大学の使命・目的に沿って適切に行われるように体制を整

備し、学長はリーダーシップを発揮している。

中長期的な計画に基づく適切な財務運営がなされており、法人・大学ともに 5 年連続、帰属収支差額、経常収支差額がプラスと安定した財務基盤を確立しており、規則に基づいた会計処理を適切に行っている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 5(1993)年に「京都外国語大学自己点検・評価規程」を制定し、自己点検・評価運営委員会、自己点検・評価実施委員会を設置することで、全学的に自己点検・評価に取り組んでいる。透明性の高い自己点検・評価を手掛けており、調査・データ収集及び分析作業等を学内の各部署において多層構造的に実施している。自己点検・評価活動としては、認証評価を受けた時の自己点検評価書の他、「京都外国語大学アカデミックレポート」を刊行し、平成 17(2005)年度版からホームページに公開している。また、教授会、職員会議、職員朝礼等を通じて学内での共有化を図っている。

総じて、大学が掲げる建学の精神と使命・目的に基づいた教育が行われている。学修と教授においては、外国語大学としてのさまざまな創意工夫を凝らした運営がされている。経営・管理と財務においては、適切な運営がされており、健全な財務状況である。自己点検・評価についても規則にのっとった点検・評価を行っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. マルチメディア教育研究センター活動」「基準 B. 図書館活動」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」に基づき、大学学則第 1 条に「学術の中心として広く知識を授け、豊かな教養に基づく円満な人格と国際的視野を養い、専門の外国語とその文化について深く教授研究し、国際的活動を通して社会に貢献し得る人材の育成を目的とする」、大学院学則第 2 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し

得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする」と教育目標を定め、簡潔に文章化している。

また、「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」を教育理念と定め、それを達成するための具体的な教育目標を掲げるとともに、学位授与の方針、教育課程の内容・方法の方針、入学者受入れの方針を明確に定めており、教育目的の体現化を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」を教育理念と定め、この理念を達成するための具体的な三つの教育目標として「確かな日本語力と実践的な外国語運用力」「社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション力」「日本及び外国の文化理解に基づく多文化共生実現力」を掲げており、具体的な個性・特色を明示している。また、国際教養学科開設、カリキュラムの改定、「5 ヶ年計画」の策定など社会の変化に対応している。なお、「5 ヶ年計画」を実施・評価するために「実施委員会」と外部委員を含む「評価委員会」を設けて PDCA サイクルを確立している。

学校教育法などの法令を遵守しつつ、教育理念に基づいた使命・目的を定め、それを具体化するための体系的な教育課程を編成している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

教育の質、学生支援体制、研究、組織・マネジメント、施設・設備、財務の六つの柱から成る「5 ヶ年計画」を策定し、具体的な行動計画を明示している。大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針や「5 ヶ年計画」「事業計画書」等に反映されており、冊子、ホームページ等で学内外に周知している。

大学の使命・目的は「学校法人京都外国語大学寄附行為」「京都外国語大学学則」「京都外国語大学大学院学則」に定められ、教育研究組織を整備している。

寄附行為の制定・改正には評議員会への諮問、理事会の決議がなされており、学則及び諸規則については教授会で審議し、学長の求めに応じて意見を述べるなどの手続きが取られており、役員、教職員の理解と支持が得られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神と教育理念に基づいた学部及び研究科の入学者受入れの方針を策定し、ホームページや大学案内などで周知している。また、入学者受入れの方針を踏まえ、能力・意欲・適性を測る多様な選抜方法を通じた多面的・総合的な評価により、さまざまな能力や適性をもった入学者を国内外から受入れている。1 年以上の留学経験者を対象とする特別入試、自己推薦入試など独自の選抜方法も取入れている。

収容定員に対する在籍者数は、概ね適正な範囲にあり、適切な学生受入れ・管理に取り組んでいる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部の教育目的に基づき、専攻語と複数言語の運用力、専攻語圏の専門的知識を修得するための体系的な教育課程を編成している。1 年間の履修登録単位数については上限が設定されており、教育研究活動推進のために多岐にわたる工夫・改善を行っている。

大学で学ぶ基本的な知識・姿勢を培う導入教育や語学資格検定試験の奨励、国内外での

インターンシップ、「大学コンソーシアム京都」での単位互換、特色 GP（特色ある大学教育支援プログラム）、現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）等の補助事業プログラムなど、実践的な授業内容・方法の工夫に取り組んでいる。

外国語自律学習支援室「NINJA」の導入や、学生の自律的成長を支援する「学生サポートシステム」の開発などが行われ、地元京都の文化を学び、学生が多言語で情報を発信し、京都の外国人観光客を誘致する試みなど積極的な地域連携・協力を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務部内に、地元企業や地域自治体等との協力関係構築のための「連携教育推進室」、教育サポートのための「アカデミック・サポート室」、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動の立案・実施のための「FD 委員会」が設置され、教職員協働で学修及び授業の支援に当たっている。

教員のオフィスアワー活用の他、ウェブサイト上で学生と教員、学生同士がコミュニケーションできる学修支援システム「manaba」も整備されており、アカデミック・アドバイザーはこれらのシステムを利用して、中途退学・留年防止に努めている。

専任教員の指導監督のもと、大学院生が TA として講義、演習の教育補助業務を行い、SA(Student Assistant)が新入生のパソコン技術の習得を補助するなど授業支援体制も整えられている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準、成績評価や GPA の基準については明確に定められ、適正に運用している。評価点については、達成度に応じたガイドラインが定められており、単位認定を適正に行っている。進級基準は学年ごとに在学月数・卒業要件・全学科共通の単位数・各学科専門の単位数により定めて機関決定し、学生には単位修得要領及びホームページで周知している。この基準に基づいて進級や卒業の判定資料を教務部で作成し、学科別判定会議を経て、学科長会議、教授会で審議・決定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

各年次にキャリア科目を体系的に配置し、キャリアプランニングから就職活動の具体的な方法まで適時サポートを行っている。平成 22(2010)年度より「異文化間就業力の育成」として「海外インターンシップ」「海外フィールドワーク」プログラムを改善・充実させた。国内インターンシップと同様、事前研修、現場での就業体験、実習終了後のレポート提出や体験発表などの事後学修が行われ、就業意識の向上、職業観の育成が図られている。

SNS の活用によるイベントの告知や就職情報の共有、「Newsletter」を日本語だけでなく英語版も発行することで教員のキャリア意識を喚起している。

留学生対象の就職ガイダンスも実施し、日本で働くために必要な情報や活動方法を指導している。学生の社会的・職業的自立に向けた「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」で、滋賀・京都・奈良の大学・短期大学で連携して取り組んでいる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「外国語強化科目」では初・中・上級のレベル分けによるきめ細かな指導体制をとった上で、中級の単位修得を卒業要件の一つと定めるなど、明確な目標設定のもとに教育が実践されている。また、各学年に進級要件を設けるとともに、GPA による到達度評価を取入れ、学生サポートシステムを利用しながら、学生個々人に適した指導が可能な体制を構築している。

個別の授業に対しては、全科目で実施される「授業アンケート」の集計結果を、1 か月以内に担当教員にフィードバックすることで、各教員による教育内容や学修指導方法の迅速な改善が図られるような運営がなされている。また、「授業アンケート」の結果は、ホームページ上でも公開している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部、学生相談室、教務部等関係部署及びクラス担任が連携して、学生生活安定のための支援を実施している。また、日本学生支援機構による貸与型奨学金の他に、給付型も含めた大学独自の各種奨学金制度及び授業料減免制度などを設けている。優れた課外活動や社会貢献活動に対しては、各種表彰制度を設け、学生に対する多角的な支援を行っている。

専任カウンセラー、非常勤カウンセラー及び心療内科医によって運営される学生相談室や、専任看護師、派遣看護師及び学校医によって運営される保健室など、学生の多様な心身の問題に対応するための複数の専門スタッフによる対応体制が整っている。新入生・在学生・卒業生アンケートを実施し、学生の意見・要望把握と分析を恒常的に行っている。

【優れた点】

○専門的知識を有したスタッフが配置された保健室、人権教育啓発室、学生相談室が、十分な開室時間を確保し、きめ細かな学生サービスを心掛けている点は評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上必要な専任教員数を確保しており、専任教員の年齢構成も各層概ねバランスよく配置されている。

教員の昇任は、「京都外国語大学専任教員資格審査規程」「京都外国語大学教員人事委員会規程」に基づいて実施されている。教員研修制度についても、国内外での長期研究に資する目的で、関連諸規則を近年新規に策定しており、当該制度の利用者の更なる増加が期待される場所である。FD に関しては、学外での宿泊を伴う研修も含め複数回の研修が、分科会形式などの多様な手法を取入れながら実施されており、毎回多角的なテーマ設定の充実したプログラムとなっている。

教養教育に関する協議、調整のためには教養教育担当者会議を設け、また、導入教育についての運営委員会も組織し、当該分野の教育の充実を図っている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等の施設設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館については十分な開館時間を確保しており、利用者の利便性に資する体制をとっている。「マルチメディア教育研究センター」を中心として、情報機器が配備されると同時に、「マルチメディア自習室」や「外国語自律学習支援室」などによる学修のサポート体制を整えている。

スマートフォンを用いたウェブサイト上での出席管理システムを導入して効率的な授業運営に努めると同時に、各授業の学生数管理についても配慮している。教員の教育・研究を円滑に進める目的で「教材作成室」も設けている。

障がいのある学生などのためには、身障者用エレベータや車いす用トイレなどが学内施設に概ね設置され、バリアフリー化への配慮がなされている。

【優れた点】

○教員の教育・研究のための「教材作成室」が効果的に機能し、授業内容の充実が図られている点は評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づいて制定した寄附行為及び学則等諸規

則により経営の規律と誠実性の維持を表明し、関係法令等を遵守して運営している。

中期ビジョン「5 ヶ年計画」を策定・実施するとともに、管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図るなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

「人権教育啓発室」に担当者を常駐させ、人権委員会と連携して人権問題に対する防止や解決に取り組んでいる。また、危機管理マニュアルを策定し、危機に関しての具体的な対応策について教職員に周知を図るとともに、学生も含めた防火・防災訓練を実施するなど、学内外に対する危機管理の体制を整備し、安全への配慮を行っている。

教育情報及び財務の経営情報は、中期ビジョンとして策定した「5 ヶ年計画」などとともに、ホームページなどで公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為に基づいて適切に運営されており、理事の選任は、寄附行為第10条第1項各号に基づき選任されている。理事の理事会への出席率は高く、欠席者については、書面による賛否の意思表示を確認するなどの手続きが適切に行われており、法人運営の最高意思決定機関として機能している。

また、理事長、副理事長及び常勤の理事で構成する常任理事会を設置し、法人の日常業務のほか、理事会から付託された事項及び職務権限、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の権限と責任については、寄附行為施行細則、学則及び「学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程」において明確に定めている。教授会については、学則において教授会の組織上の位置付けや役割を明確にしている。

教学部門の意思決定機関である執行部会議をはじめ、学科間の調整を図る学科長会議や学長の意思決定を補佐する機関としての各種委員会を設置するなど、業務執行が大学の使命・目的に沿って適切に行われるよう体制を整備し、学長は、「5 ヶ年計画」などの具体的な提案・実施をするなど、リーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は、教学部門の最高責任者及び理事会の構成員として、管理部門と教学部門とのコミュニケーションを図っている。また、教学部門に関する諸会議に法人職員が出席し、管理部門と教学部門との意思疎通と連携を図る体制をとり、意思決定の円滑化に努めている。

監事は、寄附行為に基づいて適切に選考され、業務及び財産の状況を監査し、その結果を理事会・評議員会に報告するとともに、質疑・助言を行っている。評議員は、寄附行為に基づいて適切に選任され、その構成員の過半数を学外者から選任することで公正な諮問機関として評議員会を運営している。

理事長は新年や年度初めの会議体で経営方針や所感を述べるなど、経営部門トップとしてのリーダーシップを発揮している。各種委員会や各部署などから出された提案等をくみ上げる仕組みも整備され、リーダーシップとボトムアップのバランスに留意した運営を行っている。

【優れた点】

- 「アイデアオリンピック」は、教職員からの情報や提案が生かされる仕組みとして、また、学生から意見をくみ上げるシステムとしても機能しており、評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学が掲げる使命・目的の達成のため、「学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程」に定める事務体制と業務執行の管理体制を構築するとともに、必要な職員を置き、責任を明確にして運営している。また、大学改革を推進し、より活性化した教職員組織を編

制するために、平成28(2016)年4月に教職員評価制度の運用を開始した。

職員全体で行う課題についての議論や職位別ワークショップなどのSD研修会の実施、外部研修会に参加した際のフィードバック体制や評価制度による人材育成の強化など、職員の資質・能力の向上のための組織的な取り組みをしている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な計画に基づく適切な財務運営がなされており、法人・大学ともに5年連続、帰属収支差額、経常収支差額がプラスと安定した財務基盤を確立している。18歳人口が更に減少し学生生徒等納付金増加が見込めないため、平成25(2013)年度からは財務基盤の確立のための「5ヵ年計画ワーキンググループ」を立上げ、平成27(2015)年度に外部資金獲得のための補助金業務推進グループを設置した。

平成28(2016)年には、より強固な財務運営確立のために大学短大予算委員会を設置し、中長期的な安定した財務基盤の確立に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人京都外国語大学経理規程」「学校法人京都外国語大学経理規程実施細則」「学校法人京都外国語大学資金運用規程」に基づいた会計処理が適切に行われている。財務部内では相互けん制を図り、ダブルチェック体制で会計処理の適正な実施に努め、会計処理の厳正化には、内部監査室、監事、監査法人と緊密に連携をとって改善を図りながら対応している。

監査法人の決算監査報告会には理事長、監事、理事、財務担当者に「監査実施結果」が報告され、理事長はその報告書に記載されている当該年度の指摘事項や留意事項を参考にして法人の財務経理処理の改善に役立てている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については学則第2条に「大学の使命・目的に即した教育研究活動等の状況を点検・評価を行い、その評価を公表する」と規定し、そのために平成5(1993)年「京都外国語大学自己点検・評価規程」を制定し、自己点検・評価運営委員会を設置して全学的に取り組んでいる。自己点検・評価運営委員会には学長、副学長、大学院研究科長、事務局長等に加え法人本部長を委員とし、教学部門のみならず、管理運営、財務部門との連携もなされている。自己点検・評価実施委員会も設置されており、運営委員会委員長から指示のあった特定の領域、項目について自己点検・評価を実施することとしている。

自己点検・評価活動としては、認証評価を受けた時の自己点検評価書の他、「京都外国語大学アカデミックレポート」を刊行し、平成17(2005)年度版からホームページに公開している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、アンケートの結果を用いるなどエビデンスに基づいて実施されており、情報やデータ収集は、目的に応じて各部署で調査分析している。複数の部署にまたがる課題や大学全体の課題には、「総合企画室IR推進グループ」が調査・分析を行い、これらを「総合企画室点検評価グループ」が取りまとめている。データの収集・分析方法については、「総合企画室IR推進グループ」が月1回のペースで勉強会を開催し、各部署のスキル向上が図られ、精度の高いデータの収集・分析を行っている。

集約・整理された情報やデータは、ホームページを通して社会に公開されるだけでなく、教務委員会、学生指導委員会、国際交流委員会、キャリア委員会、FD委員会、SD委員会

等に提供され、学内共有がなされている。自己点検・評価結果についても、会議や朝礼、ホームページでの公開を通し、学内共有と社会への公表を行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価運営委員会を組織し、学長が委員長を務め、副学長 2 人、大学院外国語学研究科長、FD 委員長、国際言語平和研究所長、教務部長、事務局長、法人本部長など大学の主要部署の長が委員となって、自己点検・評価を行っている。評価結果については、教授会、職員会議、職員朝礼等を通じて学内の共有化を図っている。

また認証評価機関の評価員の経験を持つ教職員も加わり、自己点検・評価はもとより、他大学や我が国における高等教育の状況との比較も行いつつ改善に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. マルチメディア教育研究センター活動

A-1 マルチメディア教育研究センターの特色ある取り組み

A-1-① 2 言語同時学習

A-1-② 外国語自律学習

A-1-③ パブリックスペースでの遠隔ミーティングを中心としたマルチメディア環境の提供

【概評】

英米語専門の教員とその他の言語が専門の教員によるチームティーチングのもと、当該二言語の相違と共通性への認識を通じて、学修者に各言語の法則性を理解させ、二言語の学修を促進する「2 言語同時学習」の取り組みは、多様な言語の学修が可能な同大学の特色あるプログラムである。また、同プログラムから始まった「CALL 活用」が、その後単一言語の専門語学授業にも導入される端緒となったばかりでなく、e-learning コンテンツの開発にも効果的につながっている。

学生の授業外での外国語運用能力獲得向上に資するために設置された外国語自律学習支援室「NINJA」は、コミュニケーション能力獲得の方法や技術、学修者へのアドバイジング機能など多角的なサポートシステムを提供し、文字通り学生の自律的な学修を促進している。発足以来の英米語に特化したプログラムから、今後は他の専攻言語への拡充が予定されており、更なる展開に期待したい。

「パブリックスペースでの遠隔ミーティングを中心としたマルチメディア環境の提供」

により、学内パブリックスペースに備えられた ICT（情報通信技術）機器を利用し、授業時間外でも海外とのコミュニケーションができる環境が整備されている。これにより、多くの学生が日常的に外国語コミュニケーションを体験し、各自の外国語運用能力向上に役立てている。

以上は、いずれも文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択されているが、採択以降も関連設備、運営体制、提供コンテンツなどのあらゆる点で改善、充実が図られている。今後も、教育・研究及び学修に資する効果的プロジェクトとして、更なる発展的展開が期待される。

基準 B. 図書館活動

B-1 図書館一般

- B-1-① 開館日数と利用者数
- B-1-② 貸出総数
- B-1-③ 利用者へのガイダンス
- B-1-④ 蔵書数
- B-1-⑤ 主題別書誌データベースの作成
- B-1-⑥ 利用者へのアンケート

B-2 対外関係

- B-2-① 卒業生・市民の利用
- B-2-② 他大学図書館との相互協力
- B-2-③ 対外協力事業
- B-2-④ 資料掲載・展示許可
- B-2-⑤ 稀覯書定期展示会
- B-2-⑥ フォーラムの開催
- B-2-⑦ 刊行物の発行

【概評】

図書館については、利用者を増やすために、開館日数、利用者数、貸出先数、利用者へのガイダンス、蔵書数、主題別書誌データベースの作成と、それぞれの項目を時系列で詳細に把握し利用者増加の対策を立てている。統計の結果、休日開館利用者は微減の範囲であると判断し、休日は閉館とし授業日開館の厳守、多読図書の利用、英米語学科の推進する多読プログラムを資料面より支援したことにより、開館日数を減じたにもかかわらず、入館者総数、貸出先数、学生貸出先数、蔵書数が大幅に伸びた。また、図書館利用者へのアンケート調査も行い、アンケート結果を図書館報とホームページで公開し利用者増の一環としている。

図書館の対外活動として卒業生・市民の利用、他大学図書館との相互協力、対外協力事業、資料掲載・展示許可、稀覯書（きこうしょ）定期展示会、フォーラムの開催、刊行物の発行を時系列で詳細に統計をとり、対外活動を継続的に実行している。これら「特徴の

ある図書館活動」の展開により、文部科学省の「学術情報基盤実態調査結果報告」に記載された全国の単科大学の図書館の各項目の平均数値を概ね上回り、図書館の対学生利用活動及び卒業生・市民の利用を対象とした対外活動が結果として表れている。今後も図書館報とホームページの内容を充実させることで、「発信型図書館」運営をしていくことを目指している。